

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、加藤産業株式会社と称し、英文では

KATO SANGYO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 瓶詰、缶詰、砂糖、小麦粉、油脂とその他食料品、酒類、飲料の販売及びこれらの輸出入
2. 農水産物、畜産物及びその加工品の保存食料並びに冷凍食品の販売及びこれらの輸出入
3. パン、菓子類その他食料品の製造加工及び販売
4. 穀類、塩、煙草、日用品雑貨、衣料、玩具、書籍、文房具、包装資材、写真機材及び付属品、医薬品、医薬部外品、医療用機器、健康機器、衛生材料、化粧品並びに石油製品、天然ガスその他燃料の販売及びこれらの輸出入
5. 家庭用電気製品、厨房用機器、自動販売機、食品陳列機器、飼料、ペットフード、ペット用品の販売及びこれらの輸出入
6. 情報処理並びに提供サービス業、コンピュータのシステム設計及び指導業務、コンピュータソフトウェアの企画・開発及び販売
7. 物流システムの開発に関する業務
8. 各種瓶缶詰類その他一般物品の包装、荷造並びに配送等の引受業務
9. 倉庫業、貨物運送取扱事業、貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業
10. 不動産の賃貸及び売買
11. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を兵庫県西宮市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 72,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって

選定し、これを公告する。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する手続き及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。
(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権

の三分の二以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定

めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の一週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもつて定める。

(社外取締役の責任減免)

第25条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第26条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第27条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権

の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第29条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役会の招集通知)

第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の一週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(社外監査役の責任減免)

第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金等の配当等の決定機関)

第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に

よって定めることができる。

(期末配当及び基準日)

第35条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社は前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

付 則

(施 行)

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第 1 条 | 本定款は、1987年12月11日より実施する。 |
| 第 2 条 | 本定款の改正は、1989年12月25日より実施する。 |
| 第 3 条 | 本定款の改正は、1991年12月19日より実施する。 |
| 第 4 条 | 本定款の改正は、1994年12月20日より実施する。 |
| 第 5 条 | 本定款の改正は、1995年12月21日より実施する。 |
| 第 6 条 | 本定款の改正は、1998年12月17日より実施する。 |
| 第 7 条 | 本定款の改正は、2001年12月14日より実施する。 |
| 第 8 条 | 本定款の改正は、2002年12月18日より実施する。 |
| 第 9 条 | 本定款の改正は、2003年12月18日より実施する。 |
| 第10条 | 本定款の改正は、2006年12月20日より実施する。 |
| 第11条 | 本定款の改正は、2008年12月19日より実施する。 |
| 第12条 | 本定款の改正は、2009年12月18日より実施する。 |
| 第13条 | 本定款の改正は、2011年12月16日より実施する。 |
| 第14条 | 本定款の改正は、2012年12月21日より実施する。 |
| 第15条 | 本定款の改正は、2014年12月19日より実施する。 |
| 第16条 | 本定款の改正は、2022年12月23日より実施する。 |
| 第17条 | 本定款の改正は、2023年12月22日より実施する。 |